

2014年第69回国連総会我が国核軍縮決議案(骨子)

タイトル 「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」

(下線部が昨年からの主な変更点)

前文

- 核兵器のない平和で安全な世界を実現するために、すべての国が核兵器の全面的廃絶に向け、更なる実地的及び実効的措置をとる必要性を想起し、国際社会が共同行動をとることを決意。(パラ1)
- 核兵器使用の壊滅的で非人道的な結末に深い懸念を表明、国際人道法の遵守の必要性を再確認。(パラ4)
- 核兵器使用による壊滅的で非人道的な結末が皆に十分に理解されるべきことを認識し、この関連でこの理解の向上のための努力がなされるべきことに留意。(パラ5)
- 国際的な核不拡散体制の基礎としての核兵器不拡散条約(NPT)、及び同条約の3本柱(核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用)を追求するための不可欠な基礎としてのNPTの決定的な重要性を再確認。(パラ8)
- 2010年NPT運用検討会議の成功を歓迎し、2010年NPT運用検討会議で採択された「行動計画」完全実施の必要性を再確認。(パラ10)
- 広島・長崎原爆投下から70周年に当たる2015年に開催されるNPT運用検討会議の(2014年に開催された)第3回準備委員会の議論と結果、同運用検討会議において成功を得ることの重要性に留意。(パラ11)
- 米露間の新START条約発効とその順調な履行を歓迎。(パラ13)
- 米英仏露の透明性及び信頼醸成向上に向けた努力を歓迎。(パラ15)
- 核セキュリティの目的の重要性を認識し、2014年3月にハーグで開催されたものを含めたこれまでの核セキュリティ・サミットを歓迎し、2016年に米国で開催予定の次回サミットを期待。(パラ16)
- 北朝鮮の核実験、弾道ミサイル発射、核・ミサイル開発計画を強く非難。2005年の六者会合の共同声明を履行することの重要性及び国連安保理決議1718、1874、2087及び2094を遵守することの重要性を認識し、特にこれら決議において北朝鮮に対し、全ての核兵器及び既存の核計画をただちに放棄し、すべての関連する活動をただちに停止し、これ以上核実験を行わないことが求められていることに留意。北朝鮮はNPT上の核兵器国としての地位を持つことはできず、またいかなる状況においても核兵器を保有することは認められないことを強調。(パラ17)

本文

- NPT締約国による同条約遵守の重要性を再確認。(パラ1)
- NPT締約国に対し、2015年の運用検討会議でのNPT体制強化に向け、ともに取り組んでいくことを呼びかける。(パラ2)
- NPTの普遍性の重要性を再確認。NPT非締約国に対して非核兵器国として早期かつ無条件でNPT加入を要請。(パラ3)
- 核兵器国による核廃絶の明確な約束を再確認。(パラ4)
- 核兵器国にすべての種類の核兵器の削減及び最終的な廃絶のためのさらなる努力を要請。(パラ5)
- 核軍縮・不拡散のプロセスにおける不可逆性、検証可能性及び透明性の原則の適用の重要性を強調。(パラ6)
- 核兵器国による核軍縮に関する具体的な進展を加速化させるとのコミットメントの重要性を強調。(パラ7)
- 5核兵器国による透明性・信頼醸成プロセス会議を歓迎。またNPT運用検討会議第3回準備委員会において5核兵器国及びその他の締約国による報告を歓迎しつつ、更なる改善をよびかけ。(パラ8)
- 米露に対し更なる削減を達成するための措置の議論継続を奨励。(パラ9)
- CTBT未署名・未批准国への早期署名・批准を求め、核実験モラトリアムの継続の重要性を強調。(パラ10)
- 軍縮会議(CD)での兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)早期交渉開始・妥結を再要請し、その交渉が未だ開始されていないことを遺憾とし、核分裂性物質生産モラトリアムの宣言・継続を要請。(パラ11)
- 核兵器国に核兵器の偶発発射等の危険を更に低減するための措置をとることを要請。(パラ12)
- 核兵器の役割の更なる低減に向けて核兵器国が即座に取り組むことを要請。(パラ13)
- 非核兵器国が明確で法的拘束力のある消極的安全保証(NSA)を受けることは正当な権利であることを認識。(パラ14)
- 核兵器国によるNSAに関する既存のコミットメントの完全な尊重を要請。(パラ15)
- 更なる非核兵器地帯創設を奨励し、核兵器国がNSAを含む関連議定書の署名及び批准によって個別に法的拘束力のあるコミットメントを行うことを認識。中央アジア非核兵器地帯条約議定書への5核兵器国の署名を歓迎。(パラ16)
- 中東非大量破壊兵器地帯設置構想への支持を確認し、右構想に係わる国際会議の早期開催を呼びかける(パラ17)
- 北朝鮮に対し、これ以上の核実験を行わないこと、2005年9月15日の六者会合の共同声明におけるコミットメント及び関連する安保理決議における義務を完全に遵守するよう求める。(パラ18)
- 全てのIAEA追加議定書未締結国が可能な限り早期に同議定書を締結することを奨励し、包括的保障措置協定の普遍化を強調。(パラ20)
- 安保理決議1540の完全実施を呼びかける。(パラ21)
- 軍縮・不拡散教育の取組を奨励。(パラ23)
- 核不拡散・核軍縮促進に関する市民社会の建設的役割を評価しさらに奨励。(パラ24)

(了)